

## 東三河広域連合監査公表第2号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年12月25日

東三河広域連合

監査委員 鈴木教仁  
同 早川喬俊

### 定例監査等の結果について

#### 第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

- (1) 総務部〔総務課〕
- (2) 税務事業部〔徴収課〕
- (3) 住民生活事業部〔消費生活課、旅券センター〕
- (4) 福祉事業部〔介護保険課、監査指導課、障害福祉課〕
- (5) 都市計画事業部〔都市計画課〕
- (6) 会計課
- (7) 議会事務局
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 監査委員事務局
- (10) 公平委員会

#### 第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和7年9月30日～令和7年11月21日
監査委員による監査	監査委員室	令和7年11月25日

### 第3 監査の方法

東三河広域連合監査基準に準拠して、全ての部局・委員会に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

### 第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、4件の意見が見受けられた。

## 総務部

### 《総務課》

#### 意 見

##### 1 入札事務について

東三河の魅力発信及び東三河就業の理解促進事業実施委託業務について、東三河広域連合契約規則第48条（入札又は開札の中止）に基づき入札を中止しているが、その意思決定に至る決裁が見られなかった。入札事務については、透明性に十分注意し適切な事務処理に努められたい。

##### 2 契約事務について

東三河広域連合においては、最低制限価格の導入について具体的な定めがないため、「豊橋市業務委託契約における最低制限価格制度試行要領」を準用しているが、課によって取扱いに差異がみられたので、要領等の整備をするとともに運用の統一を図るなど適切な契約事務に努められたい。

## 福祉事業部

### 《介護保険課》

#### 意 見

##### 1 介護保険料の督促について

居所不明により督促状が返戻された場合の対応について、マニュアルに記載されていないので、転居先調査及び再送付について明記するなど、適切なマニュアルの整備に努められたい。

## 議会事務局

### 《議会事務局》

#### 意 見

##### 1 一者随意契約について

議会会議録検索システムサービス業務他において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的である。履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。